

『東京都・特別区 記述対策講座 建築職』(KU16275) 訂正表

2017年6月5日現在

ページ	訂正箇所	訂正内容		掲載日
		誤	正	
P. 61	[解説29] 小問(2)②	<p>② グリース阻集器</p> <p>公共下水道に流れ込む前の汚水から油分などを除去するための除外設備。油脂やガソリン、土砂その他、排水のための配管設備の機能を著しく妨げ、または排水のための配管設備を損傷するおそれのあるものが排水に含まれる場合、排水中から油脂やガソリン、土砂等を分離・収集することを目的に設置される機器である。</p>	<p>② グリース阻集器</p> <p>公共下水道に流れ込む前の汚水から油分などを除去するための除外設備。油脂や土砂その他、排水のための配管設備の機能を著しく妨げ、または排水のための配管設備を損傷するおそれのあるものが排水に含まれる場合、排水中から油脂や土砂等を分離・収集することを目的に設置される機器である。</p>	2017/6/5

※「掲載日」は、上掲訂正情報がLECホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』(<http://www.lec-jp.com/koumuin/kaitei>)に掲載された日付です。